

第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成25年10月 1 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成25年10月1日（火曜日）

午前10時2分開議

午後0時2分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第8号 熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 平成25年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第15号 平成25年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第16号 平成25年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

議案第17号 平成25年度地すべり対策事業の経費に対する市町負担金について

議案第18号 平成25年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

議案第19号 工事請負契約の変更について

議案第20号 専決処分の報告及び承認について

議案第21号 専決処分の報告及び承認について

議案第22号 専決処分の報告及び承認について

議案第23号 専決処分の報告及び承認について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第33号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第34号 財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出につ

いて

報告第35号 熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①平成24年度補正予算等に係る入札緩和措置の取扱いについて

②熊本駅東口駅前広場の計画案について

出席委員（7人）

委員 長 内 野 幸 喜

副委員 長 杉 浦 康 治

委員 堤 泰 宏

委員 城 下 広 作

委員 佐 藤 雅 司

委員 池 田 和 貴

委員 松 岡 徹

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部 長 船 原 幸 信

政策審議監 佐 藤 伸 之

河川港湾局長兼

土木技術審議監 渡 邊 茂

道路都市局長 猿 渡 慶 一

建築住宅局長 生 田 博 隆

監理課長 成 富 守

用地対策課長 立 川 優

土木技術管理課長 西 田 浩

道路整備課長 手 島 健 司

首席審議員兼

道路保全課長 増 田 厚

都市計画課長 平 尾 昭 人
下水環境課長 軸 丸 英 顕
河川課長 持 田 浩
港湾課長 松 永 信 弘
砂防課長 古 澤 章 吾
建築課長 坂 口 秀 二
営繕課長 田 邊 肇
住宅課長 平 井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成
政務調査課主幹 福 田 聖 哉

午前10時2分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまより第5回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、船原土木部長に総括説明をお願いします。

○船原土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ちまして、最近における土木部行政の動向につきまして御説明申し上げます。

熊本広域大水害からの復旧・復興の状況についてでございますが、道路、河川、砂防の9月末見込みの県の工事発注率は81.6%で、そのほかに国の予算配分等による理由で未発注が18.4%ございます。

次に、河川につきましては、白川、黒川な

どで、実施可能などころから順次掘削を行っており、黒川の阿蘇市内牧地区では本格的な河川改修に着手しております。

また、白川改修事業に伴う熊本市工区の家屋移転契約状況でございますが、対象家屋240戸中、9月6日時点で8割を超える200戸の方々と契約ができました。引き続き早期の契約完了に向けまして、誠心誠意取り組んでまいります。

次に、土砂災害の対応については、砂防堰堤を新設する災害関連緊急砂防事業17カ所のうち12カ所は施工中であります。4カ所は入札手続中です。残り1カ所につきましても、11月中旬には工事に着手する予定でございます。

なお、5月に事業採択されました阿蘇地区3市町村の30溪流の砂防激甚災害対策特別緊急事業につきましては、国との計画協議もおおむね完了し、具体の測量設計に着手しています。いずれにしましても、引き続きスピード感を持って全力で取り組んでまいります。

最後に、これまで大雨などによる大きな被害は発生しておりませんが、これから本格的な台風シーズンを迎えるため、住民の方々安心して生活できるよう、市町村関係機関とともに防災対策に万全を期してまいります。

次に、国の緊急経済対策関連予算の執行についてでございますが、土木部が事業主体となる約300億円のうち、9月末現在の契約見込み額は約257億円で、率にしまして約86%になる見込みでございます。

未契約分につきましても、できる限り早期発注に取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案につきまして御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案11件、報告関係5件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明い

たします。

今回の9月補正予算は、橋梁等の老朽化対策に係る国庫補助事業の内示増のほか、本年6月下旬から7月下旬までに発生しました豪雨に伴う河川など公共土木施設の災害復旧関係事業に要する経費で、合計で8億4,018万円の増額補正をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、条例の改正としまして熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について1件、公共事業に係る市町村負担金について5件、工事請負契約の変更について1件、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について4件、計11件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について2件、熊本県道路公社を初めとした関係団体の経営状況を説明する書類の提出について3件、計5件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、平成24年度補正予算等に係る入札緩和措置の取り扱いについて、ほか1件について御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、付託議案等について関係課長から順次説明をお願いします。

○成富監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして建設常任委員会説明資料1冊、経営状況を説明する書類3冊、報告事項2件を準備しております。

それでは、お手元のA4横の建設常任委員

会説明資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成25年度9月補正予算資料です。上の表2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業については、補助事業で橋梁等の老朽化対策に係る国庫補助内示増に伴う5億4,659万2,000円を計上しております。

災害復旧事業としましては、本年6月25日から7月28日までに断続的に発生した豪雨に伴う県管理の河川、砂防、道路の公共土木施設の災害復旧など災害関係事業に要する経費として、補助事業で2億7,622万3,000円の増額、県単事業で1,736万5,000円の増額を計上しております。

一般会計計としまして8億4,018万円の増額となっております、9月補正後の一般会計の合計予算額は、3段目にあります880億936万6,000円となります。

また、上の表右側の特別会計については、補正予算の計上はありません。

その右側、合計欄の3段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた今回補正後の予算額は、956億4,550万8,000円になります。

また、各課別の内訳表につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いします。

平成25年度9月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに各課ごとの補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の、土木部合計の欄をごらんください。

財源内訳としまして、国庫支出金が5億4,298万7,000円の増額、地方債が2億500万円の増額、その他が1,248万円の増額、一般財源が7,971万3,000円の増額となっております。

以上が、土木部全体の予算額の状況でございます。

○手島道路整備課長 道路整備課でございます。よろしくお願いいたします。

資料の3ページをお願いします。

道路整備課の補正予算は、道路施設保全改築費(橋りょう補修分)の増額補正で、国の交付金の増額に伴うものでございます。

上から2段目にありますように、5億3,254万8,000円の増額でございます。

内訳は、右側の説明欄のとおり、国道218号、新山崎橋ほか52カ所の橋梁の補修・補強等に要する費用でございます。

最下段でございますが、今回の補正によりまして道路整備課の補正後の額は216億1,472万4,000円となります。

道路整備課は、以上でございます。

○持田河川課長 河川課でございます。よろしくお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

まず、最上段の河川改良費ですが、1,404万4,000円の増額を計上しております。

この内容は、まず2段目の河川等災害関連事業費で、産山村の事業を受託したことに伴う1,248万円の増額となります。これは、産山村が管理しております谷片俣千部塚線谷片俣橋の改良復旧事業でございます。

続きまして、その下の3段目の河川等災害関連市町村指導監督事務費の156万4,000円の増額になります。

内容につきましては、国庫補助事業を実施する阿蘇市及び南阿蘇村に対する指導監督に要する事務費でございます。

次に5段目の、河川等補助災害復旧費ですが、2億7,622万3,000円の増額を計上しております。これは、ことし6月から7月にかけての梅雨前線豪雨及び7月末の集中豪雨により被災をした増永川ほか65カ所の災害復旧に要する経費でございます。

次に7段目の河川等単県災害復旧費です

が、1,736万5,000円の増額を計上しております。これは、災害復旧箇所の調査、測量設計のための委託費でございます。

以上、河川課の補正総額は、最下段にありますとおり3億763万2,000円の増額で、補正後の額は220億2,792万8,000円となります。

続きまして、5ページの議案第8号熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

説明は6ページの概要を用いて説明いたしますので、6ページをごらんください。

まず、2の改正の必要性でございますが、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、河川法が改正されました。

これは、既に許可を受けた河川の流水等を利用する発電、いわゆる従属発電ですが、これにつきまして水利使用手続の簡素化、円滑化を図るため、これまでの許可制にかえて登録制が導入されたということでございます。

これに伴い、流水占用料等徴収条例の関係規定の整備が必要となったものでございます。

この従属発電の例としまして、中ほどにポンチ絵を載せております。水利使用の許可を受けて、左側の河川に設置されました取水口から取水された流水が用水路を流れ、右側の水田に排水されているポンチ絵でございます。

このような例で、水田に到達する前のかんがい用水路が落差を利用して発電を行うことができます。このような場合が従属発電となります。

これまでの従属発電の場合も、許可を受ける必要がございました。しかし、今回の法改正により登録制となることから、許可を受ける場合よりも手続が簡素化されることとなります。

次に、3の条例改正の内容でございますが、河川法改正後もこれまでどおり流水占用料を徴収できるよう、流水占用料等を徴収す

るものに登録を受けたものを加える条例改正を行うものでございます。

2の施行日につきましては、今回の河川法の一部改正の施行の日に合わせております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○成富監理課長 7ページをお願いいたします。

熊本県が施行する公共事業の経費に対する市町村負担金について御説明させていただきます。

市町村負担金につきましては、第14号議案から第18号議案までの5つの議案を御提案申し上げます。

複数の課の事業で構成されておりますので、監理課から一括して説明させていただきます。

今回の御提案に当たり、市町村に対しましては事業計画の明細を十分に説明し、市町村負担金に係る同意を得た上、提案しております。

それでは、まず第14号議案平成25年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

左の欄が事業名、右の欄が負担すべき金額でございますが、単県道路改築事業(改良)等の3つの事業について、道路法の規定に基づき当該事業に要する経費のうち、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点は、3、地域道路改築事業について、国の交付金事業の廃止及び追加により、異なる国庫補助率に対応するため、市町村の負担額の表現を、従来は工事費10分の0.525としておりましたが、これを工事費から国庫補助金額等を控除した額の10分の1.5に相当する金額に変更しております。

次に、8ページをお願いします。

第15号議案平成25年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでござい

ます。

熊本北部流域下水道建設事業等6つの事業について、下水道法の規定に基づき当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点は、6、八代北部流域下水道維持管理事業について、今後の下水道整備や修繕予定をベースとした経営計画に基づき単価を見直し、流入水量1立米当たり116円を105円に変更しております。

次に、9ページをお願いします。

第16号議案平成25年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

海岸高潮対策事業等4つの事業について、海岸法の規定に基づき当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

内容につきましては、昨年度と変更ございません。

次に、10ページをお願いします。

第17号議案平成25年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

内容につきましては、昨年度と変更はございません。

次に、11ページをお願いします。

第18号議案平成25年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）についてでございます。

1の単県街路促進事業から12ページにかけて21の事業について、地方財政法の規定に基づき当該事業に要する経費のうち、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点は、3、連続立体交差事

業について、国の補助率が100分の50から100分の65に変更になったため、市の負担率を10分の1.5から10分の1.05に変更しております。

引き続き、13ページをお願いします。

第19号議案工事請負契約についてでございます。

この議案は、平成23年11月定例県議会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため金額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、14ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、国道445号活力創出基盤交付金（改築）清水トンネル工事、工事内容は、トンネル工、工事場所は、八代市泉町柿迫地内、請負契約締結日は、平成23年12月16日、請負業者は、味岡・緒方・礎・岩永建設工事共同企業体、契約工期は、平成23年12月19日から平成25年10月31日まで、変更契約金額は、15億7,500万円を15億8,775万4,843円に変更するもので、1,275万4,843円の増額となります。契約金額等の主な変更理由としましては、トンネル掘削残土処分場ののり面処理工法の変更に伴う増額でございます。

監理課からは、以上でございます。

○増田道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料15ページの第20号議案から、22ページの第23号議案までの4件でございます。

まず、資料の15ページの第20号議案でございますが、詳細は16ページの概要にて説明します。

本件は、平成25年4月18日午前5時30分ごろ、下益城郡美里町畝野の一般国道218号の馬入トンネル内で、和解の相手方が軽四輪貨物自動車で行進中、天井からの落下物が直撃

し、フロントガラスを損傷した事故であります。

賠償の考え方につきましては、運転中に兆候もなく落下物が直撃したものであり、事前に落下物を予見し回避することは困難であることを考慮して、自動車の修理費の全額に当たる9万441円を賠償しております。

次に、資料の17ページの第21号議案でございますが、詳細は18ページの概要にて説明します。

本件は、平成25年6月4日午前11時ごろ、上益城郡益城町宮園の一般県道益城菊陽線で、和解の相手方が所有する大型貨物自動車が行進中、道路際の破断した標識柱の根本に乗り上げ、後輪タイヤを損傷したものであります。

賠償の考え方につきましては、当該障害物は雑草に覆われていたことから、運転者が事前に確認することは困難であることを考慮して、自動車の修理費の全額に当たる4万4,100円を賠償しております。

次に、資料の19ページの第22号議案でございますが、詳細は20ページの概要にて説明します。

本件は、平成25年6月12日午前7時55分ごろ、球磨郡球磨村神瀬の一般国道219号で、和解の相手方が所有する大型貨物自動車が行進中、道路左側のり面から落ちてきた石が直撃し、フロントガラス等を損傷したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転中に兆候もなく落石が直撃したものであり、事前に落石を予見し回避することは困難であることを考慮して、自動車の修理費の全額に当たる19万2,150円を賠償しております。

次に、資料の21ページの第23号議案でございますが、詳細は22ページの概要にて説明します。

本件は、平成25年6月24日午前7時ごろ、山鹿市鹿校通2丁目の一般国道325号で、和

解の相手方が所有する自転車が進行中、路側帯に設置されていた鋼製ぶたの一部が外れずき間が生じていたため、同所に前後輪を落とし、タイヤ等を損傷したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が前方を注意していれば事故直前に鋼製ぶたが外れていることに気づき、事故を回避できた可能性があることを考慮して、自転車の修理費の8割に当たる1万6,880円を賠償しております。

道路保全課関係の提出議案は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

23ページをお願いします。

報告第2号専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

詳細につきましては、24ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成25年5月28日午後3時ごろに、熊本市北区龍田陳内3丁目地内で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失100%で合意し、双方の損害負担額を相殺した結果、損害賠償額は29万535円でございます。

事故の状況といたしましては、天草地域振興局用地課職員運転の公用軽乗用車が、行きどまりで方向転換するため、事故発生場所である相手方宅地内を借りて後進した際、誤って相手方所有のフェンスに接触し損傷を与えたものでございます。

次に、25ページをお願いします。

報告第3号専決処分の報告についてでございます。

詳細につきましては、26ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成25年6月19日午後1時5分ごろに、熊本市東区画図町重富地内で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失100%で合意し、損害賠償額は7万600円でございます。

事故の状況といたしましては、県央広域本部熊本土木事務所工務管理課職員運転の公用普通乗用車が、事故発生場所である店舗駐車場に駐車し、運転席ドアをあけた際に突風にあおられ、右隣に駐車していた相手方車両の助手席ドアに接触し損傷を与えたものでございます。

以上、職員の交通事故に係る専決処分の報告について御説明いたしました。損害賠償額は県が加入している損害賠償保険で対応しております。

職員の交通事故防止、交通違反防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○手島道路整備課長 27ページの報告第33号の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出については、お手元に配付しております冊子により説明させていただきます。

よろしいでしょうか。まず、1ページをお願いします。

平成24事業年度事業報告書でございますが、道路公社の設立目的、事業の概要及び実施状況を記載しております。

次に、2ページをお願いします。

松島有料道路の通行台数及び通行料金収入の状況を記載しております。

平成24年度の通行台数は約185万台、1日当たり5,073台、通行料金収入合計は約3億4,000万円、1日当たり約94万円と、計画を上回っております。

次に、3ページの貸借対照表でございますが、これは平成25年3月末時点の財務状況を示しております。

次に、4ページの損益計算書でございますが、こちらについては右側の収益の部は松島有料道路の料金収入及び松島有明道路の受託業務収入等でございます。

左側の費用の部は、一般管理費や道路の維持管理費となる業務管理費等及び建設資金を償還するための償還準備金繰入額等でございます。

次に、5ページの財産目録でございますが、これは平成25年3月末時点の道路公社の財産の状況でございます。

資産を5ページに、負債を6ページに記載しております。

次に、7ページの平成25事業年度事業計画でございます。

最後に、8ページ、平成25事業年度収支予算書でございます。

なお、交通量は松島有料道路の供用時点の年次計画で見込んでいた計画台数を上回っており、道路公社の経営も安定している状況です。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○持田河川課長 河川課でございます。

28ページの報告第34号でございますが、お手元の財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類、これに沿って御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

本法人は、立野ダム建設に伴いまして必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対して、資金の交付及び調査等を行うものです。

法人の設立は平成5年3月で、同年から南阿蘇村、当時は旧長陽村でしたが、この地域整備計画に基づき助成を行っております。

しかし、平成22年12月、立野ダムが国の検証対象となったため、本法人の事業も平成22年度から休止しておりました。

その後、平成24年12月に立野ダム建設事業の継続が決定されましたが、地域整備計画策定から約20年が経過していることなどから、南阿蘇村から地域整備計画見直しの意向が示されました。現在、関係者間で計画見直しの協議を進めているところでございます。

このような経過のため、1ページの1の水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付に関して、平成24年度の実施事業はございませんでした。

また、2のダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡につきましては、理事会及び評議員会を開催しております。

2ページをお願いいたします。

平成24年度決算の収支計算書でございます。

中段の収入合計Bの決算額ですが、428万8,785円に対しまして、下から3段目の当期支出合計Cの同じく決算額は8万2,500円で、最下段の次期繰越収支差額の決算額が420万6,285円でございます。

3ページは、平成25年3月31日現在の貸借対照表でございます。

1の流動資産が420万6,285円、2の固定資産が3,000万円、合わせて正味財産が3,420万6,285円でございます。

4ページは、正味財産増減計算書でございます。

5ページは、財産目録でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

平成25年度の事業計画でございますが、まず1の水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付ですが、現在、地域整備計画の見直しが行われていることから、平成25年度も、平成24年度に引き続き事業の予定はございません。

また、2のダムの建設に伴い必要となる情報交換及び連絡につきましては、理事会及び評議員会の開催を予定しております。

以上で、財団法人白川水源地域対策基金の経営状況の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

29ページの、報告第35号につきまして、お手元の熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類に沿って説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成24年度事業の実施状況でございます。

(1)の分譲事業ですが、光の森で33区画、宇土・入地ニュータウンなどで13区画、合わせて46区画を分譲いたしました。

(2)の賃貸管理事業ですが、宇城市内1団地、熊本市内2団地の合計3団地で、合わせて138戸の公社賃貸住宅を管理運営するとともに、公社ビルの管理事業等を実施いたしました。

(3)の管理受託住宅管理事業ですが、県営住宅及び都市再生機構住宅等の管理業務を受託しております。

(4)のその他事業といたしまして、光の森において常設の総合住宅展示事業を実施いたしました。

次に、2ページをお願いいたします。

2ページと3ページが貸借対照表でございます。

まず、2ページの資産でございますが、1番右の欄の当期決算額の最上段、流動資産の合計が13億2,000万円余となっております。

中段からが固定資産でございます。

資産合計といたしまして、最下段に記載のとおり34億4,000万円余となっております。

次に、3ページが負債及び資本でございます。

上段が、短期借入金などの流動負債で、2億円余となっております。

中段が固定負債でございまして、負債の合計が5億2,000万円余でございます。

下段の資本金の欄でございますが、資本金

が1,000万円、これは県の出資金でございます。

剰余金が29億円余で、負債及び資本の合計が、最下段のとおり34億4,000万円余となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

まず、事業収益でございますが、右の欄の当期決算額の最上段12億6,000万円余でございます。

これらの事業にかかります事業原価が9億9,000万円余で、一般管理費が4,000万円余となっておりまして、事業利益が2億3,000万円余、これから経常費用等を差し引いた当期純利益が、最下段のとおり3,000万円余となっております。

5ページの剰余金計算書、6ページから7ページのキャッシュ・フロー計算書、それから8ページから11ページの財産目録につきましては説明を割愛させていただきます、12ページをお願いいたします。

12ページは、平成25年度の事業計画でございます。

まず(1)の分譲事業でございますが、光の森で4区画、宇土・入地ニュータウンほか3団地で20区画、合わせまして24区画の分譲を予定しております。

(2)から(4)につきましては、平成24年度とほぼ同じ内容の事業でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

平成26年3月31日現在における予定貸借対照表ですが、負債及び資本の合計が最下段のとおり34億5,000万円余となっております。

最後に、14ページをお願いいたします。

予定損益計算書ですが、最下段に記載しておりますとおり、平成25年度の純利益としまして6,000万円余を見込んでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

○城下広作委員 まず最初に、白川の改修事業についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

対象家屋が、部長の話にもありました240戸の中で、今現在、約200を超えるというか、8割ということで大體交渉契約ができたということなんですけど、これは240全て当たられて、そのうち8割を超える方が契約できたのか、まだ240当たれていなくて、随時今からやっていくという状況なのか、ちょっとそこをまず先に確認させていただきたいと思います。

○立川用地対策課長 まだ交渉ができていないと申しますか、未交渉のところも数戸ございます。

といいますのは、そもそももう自分は高齢なのでここを動かたくないとか、そういった方もいらっしゃいまして交渉に入れてないところも実際ございます。

○城下広作委員 ということは、一応240戸は全て当たって、2割程度はその話が進まないということで理解していいということですね。

○立川用地対策課長 結果的には、そういうことでございます。

○城下広作委員 それで、まあ交渉ですから、契約ですから、いわゆるこちらの行政側の見積もりと、今度は個人の思いというか思っている金額との差異によって、なかなか理解しない人も中にはいると思うんですね。

その中で、その単価の積算の根拠がなかなか開示してもらえない、そのことによってなかなか交渉をしたくないと。例えば、こういう根拠、土地は幾らでこういう根拠だった、建物はこういう根拠で幾らだったということを見せてもらえれば納得するけど、そのことがある意味では大ざっぱで、なかなかわかりにくいという不満で交渉に臨まないという人は認識はどうですか、そういう人がいるかと。

○立川用地対策課長 交渉におきまして、委員おっしゃいましたように、詳細を見せてくれ、あるいは示してくれという地権者の方もいらっしゃいます。

ただ、私ども今一般的にやっておりますのは、提示書という形で紙1枚に土地の面積それから単価、これを掛け合わせますと土地代という形になります。

それから建物でいきますと、移転補償費というのがございまして、動産の移転料でございましてか建物の移転料でありますとか、営業をなされておりますと営業補償とか、そういう項目ごとに金額を——まあ1,000円単位だと思いますけれども、それを紙1枚で御提示していると。

今、委員おっしゃいましたように、それで納得される方と、もっと深く、じゃ営業補償は何日見ているんだとかいう、深めて交渉の中で御質問される方もいらっしゃいます。その紙に書いた以上の情報につきましては、個々個別で用地課の職員が答えていると思いますが、私ども今一般的には、一応全体の金額の、その頭の金額だけではなくて、補償の項目それから土地代というのはきちんと紙で示すようにはしております。

○城下広作委員 それでですね、よくわかっているんですけど、要は、相手によってはそこまでの根拠をある程度見せないと納得しな

いという、職業柄とかあるいはその人の性格とか、ある人は大ざっぱに、このくらいですよと言われたら、大体自分のイメージで、ああ相場でそのくらいかなというふうにすぐ納得する方と、こだわって細かく情報開示というか、どこまで見せれるかというようなことを迫る人がいるんですよね。その辺のところが、非常に相手によってはそこまでこだわると、ある程度の開示できるところまでは開示してやらないと最終的には納得しない人も出てくるんじゃないかと。それは結局この激甚という5年間の期間の中で事を進めないかぬのに、そのことが何件か出てくることによってイメージも悪く、それと逆に言えば、そういう人がいると結果的にはずうっと言ったほうがいいのかというふうに錯覚を起こさせるとか、ほかの人の契約にも非常に影響するものだから、この辺の対策もしっかりよく考えておかないと、現に何人もそういう方が、どこまで出せるのかという、積算という根拠というのは相当のものがいっぱいあるんだろう。それと、自分があるところでいろいろ確認して業者に聞いたら、これだけの金額だけど、例えば県が見積もった金額はこれだけで全然違うとかで、事細かく言われる方もおられて、この交渉というか積算の根拠というか、このことはある程度、相手によって全然見せなくていい人だったら見せないとか、そういう意味じゃなくて、ある程度のルールのところまでは見せるという話のやり方をやっていかないと、お互いに地権者同士が情報を言っています。私のところはどうかで、どういう話があったと、大体交渉される内容は、お互いにもう言うなと言われても世間ですから、そんな話は結構、自分のときはどうだああだったとかいう話をして、意外とそういう情報もお互いに頭に入れているものだから非常に、恐らく、今から残る部分の約2割の方は、どちらかといえばそういうことを詳しく求められるような人、また最初からもう

本当動きたくないという人たちがある程度、色の濃い人が残るということだから、かえって難しい分になるから、よけいに、先ほど言われたように誠心誠意ということで取り組もうと言われたわけですから、事業は本当に貫徹していただきたいし、早く安全になっていただきたいというのは、我々はそう思っておりますので、ぜひ相手の要望、要求、それが法外な要求じゃない限り情報は提示してあげて、そして納得していただいて、気持ちよく納得していただく、進めていくということで、まずはこれに関しては頑張ってくださいと思いますけど、どうでしょうか。

○立川用地対策課長 今、委員おっしゃいましたように、私どもも納得していただいて契約いただくというのはもう同じ気持ちでございますので、基本は私どもも隠す情報というのはございません。国なり九州の用地——用対連と言っておりますけれども、その基準に基づきましてきちんと積み上げておりますので。

それで委員おっしゃいましたように、説明してくれなり見せてくれというような方には、できる限りといいますか、極力御提示なり、見せてそして納得していただいて、快く移転をして公共事業に協力していただくと、それはもう私ども用地職員みんなの基本的な考えで持っておりますので、そういった形で進めさせていただきたいと思っております。

○城下広作委員 続けていいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○城下広作委員 じゃ今度広域水害で、例えば阿蘇とか特にこの白川関係ですね、ここで工事をするに当たって、結構文化財が出るんじゃないかというような心配をされて、やっぱり事業をすると必ず文化財の、いわゆる事

前調査をやらなきゃいかぬわけです。そうすると、これだけの広範囲で、文化財が仮にあるかないかの事前調査をすると、結構文化財を調査するという業者というのはそんな多くなくて、仮にばあっと白川沿岸沿いにもざあっと出てくる、阿蘇の輪中堤を計画する地域なんかも出てくる。砂防ダムを修繕するところ、もともと集落が大体歴史的にある可能性があるところが大体そういうところなんです、河川の近くとか、阿蘇輪中堤の今回計画するところとか砂防とか、こういうところの部分でいざ文化財が出てくると、限られたその業者が文化財は基本的には全部やらなければいけない、その後に工事発注とかいろいろなるといったときに、なかなか業者が、一遍にどんとなると難しいというように危惧されている声もあるんですけど、この辺の心配は全然、熊本とかの場合、広域水害の部分で工事に当たってないのかあるのか、ちょっと。課はどこか、違うかわかりませんが。

○持田河川課長 今、委員お尋ねの文化財の件なんですけど、今回の激特事業に限らず必ずその調査をしてクリアをしていかなければならない案件ではございます。

今回、例えば普通の工事ですと河川改修なんか工区を定めて、例えば500メートルとかそんな中で工事をやって、それが終われば次の工区という形でやっていきますので、その中で貴重な文化財が出るという話になると、そこをクリアした後でないとその工事ができませんので、なかなか全体として進捗は進まないという観点はございます。

ただ、今回の白川、黒川の激特でいきますと、白川でいくと大体9キロとか、あと黒川でいくと27キロという大きな区間の中で工事を進めていくということになりますので、5年という期間を見ながら、文化財調査はこれは必ずやらなければなりませんので、時間がかかるというところが出てくれば、ほかのと

ころを優先して進めるとか、そういったやりくりをしながら5年間で事業のほうをぜひとも終えていきたいな、そんなふうには考えております。

○城下広作委員 いずれにしろ、そういう文化財も出ることによって、一般のいわゆる道路とかいろいろ土木事業なんかは、これでおくれてかなり影響しているというのは、県下でも過去にもたくさんあっているわけですよ。たまたま災害である程度期限が切られたところに、たまたまそういうふうにフィットしたりなんかすると、それによっておくれるか何かあると、不測の事態、いわゆる専門的な人が必要だということもあるし、今、東北なんかでも結構、震災で人がずうっと向こうに吸い上げられて地場に残ってないという現象もあって、今回いろんな全国で台風災害がいろいろあって、こういうので限られた人間が移動して仕事をするという部分があって、本県に影響がないような形で察知しておくというのは大事なことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○城下広作委員 あと1点、もう1点、済みません。

○内野幸喜委員長 はい。

○城下広作委員 せっかくですから、4月から労務単価を基本的に上げていただいて、そして工事価格にそのことが反映している。これだけ莫大な金額が、県下のいろんな公共事業として、ばあっと反映していくんですけども、労務単価を結果的に一番上げるという根拠は、基本的に労働者のその対価が余りにも低かったということで、ある意味では労務単価を上げていただいたんですね。それは、ひ

いては結果的には作業従事者、その労務単価の上昇が賃金に反映するというのが目的であって、それが工事価格が上がって会社の利益に寄与するという事にもなるんですけど、ゆくゆくは労務者に対して賃金アップということにならないと、もともと15%ぐらい上げたというのは、あくまでも、それは労働者にそのことが反映できるような形になっていくのが理想であって目的であったわけです。

それが、この段階でまだデータのどこかわかりませんが、それをよく注視をしていくということで、なかなか公共事業なんかしばらく厳しかったから、これは1回企業の体力をつけようということで、どちらかという企業にその体力をつけるという、温存するような形で逆に使われていくと、何のために労務者の単価を上げて、労務者にある意味では昇給の機会というかこれをやろうという目的からちょっと離れてしまうんじゃないかという心配もあるものだから、この辺はどういうふうな今後推移を見ていくのか。恐らく、今それがすぐ結果が上がってどうだこうだと言えないと思いますから、今後はそういうことは大事に目線で見えていく、それで事業者にもどれだけという賃金でそれが結果的に反映するようになってきたかということの意識は持っておかなければいけないんじゃないかと思うけど、この辺の感覚は全体でどう思っているかということ。

○成富監理課長 監理課でございます。

委員おっしゃるように、この4月に労務単価というのは、通常は物価調査で上げる労務単価と、それに政策的に社会保険とか、要は技能者とか技術者で行う職場の雇用改善というか、そういうことを含めて今回労務単価が上げられています。

4月以降、労務単価が上げられて実態はどうかということですが、国のほ

うの調査はまだ結果が出ておりません。その中で県としても、国の調査は抽出で県内で百何社ぐらいしか調査がありませんので、国の調査を待つだけではちょっと実態が把握できない可能性もありますので、県独自で今、県の工事を受注した土木一式業者、建築一式業者について賃金の改善状況の調査を今準備しております。これをまず10月に元請業者、それを受けて11月から12月にかけて、下請業者に賃金の改善状況の調査をするようにしています。

おっしゃるように、やっぱり建設産業には、これはほかの産業もそうかもわかりませんが、やはり人手不足、東京オリンピックもありますので、東北もありますので、そういう話も出てきています、業界からは。人手不足そして高齢化、若年者の入職が少ないというような問題もありますので、やはりちょっと今から、今本腰を入れて、やっぱり行政と建設業団体そして専門工事業団体がこれ共通認識を持って、やっぱりこれ取り組まないといけない時期にきているんじゃないかと思っています。

そういうことで、監理課としても今まで余り専門工事業団体と意見交換しなかったんですけども、そこも今回ちょっと意見交換をさせていただきました。また、新たに建設業協会の建築部会と専門工事業団体が意見交換をされています。

そういう中で、やっぱり共通認識を持って、お互いが歩み寄りと言うと失礼ですけども、お互いができることから、何のためにどうやって対策を講じていくかというのを真摯に今からしっかり取り組んでいかなければいけないと思っています。

そういう労務単価については、やはり県で調査しまして、必要に応じてやっぱり建設業団体に対してしっかりそういう趣旨を、県としても要請をしていきたいと思っています。

さらに、やはり若手入職者の問題もござい

ますので、やはりイメージアップということも、今建設業協会の青年部会とこのイメージアップとか若手技術者の育成に対してどういうことをしていったらいいか、行政としてまた団体として、そういうことについても今意見交換をしていますので、その辺もしっかり取り組んでいきたいと思っています。

○城下広作委員 だから、国がまだ調査をしてない、だけ県は独自で調査をしたいということだから、私は絶対これは大事なことだというふうに思います。

やっぱり労務単価を上げて、そのうち本当に労務単価が賃金にどう反映したかということを実際にやっぱり今度は仕事として出したら、それがどう波及していったかというのは、行政は当然知るべきだというふうに思います。知ったことで、ある程度それが反映していればよしという事業になるし、上がってなければそれはどういう形で、その利益はどこにどういくのかということで、問題があればそれは改善をしていくということも大事だというふうに思います。

いずれにせよ、雇用が若干改善したというのは、今回、熊本の場合には公共事業これだけ災害に見舞われたことによって結果的には投資が進み、そこである意味では雇用が少し持ち直しをしたというようなデータもございますし、あとは実際に労務される方の、大変3Kと言われるような仕事の分、意外というんですけれども、やはりそこにも仕事として魅力があり、やっぱりそこで従事したいという若者を育てないと、先ほど課長が本当、言われたようにベテラン組の技能者がもうだんだん今後、人がいなくなると、次やる人たちは技術がなくて全然、熊本県の土木を支える人がいないというような形になってしまう、大変これは危惧することじゃないかと思います。

それとあわせて、オリンピックで日本は今

から沸くんですけど、いざとなったら、過去にもそうでした、大きな国のイベントがあると、集中的に人材は吸い上げられます。地方の人は、吸い上げられます。そして地方はなくなります。そのときに、たまたま災害だとか、たまたま熊本県の大きな公共事業がずうっとつながっているときに人がいないという現象で、東北でもありました、1人、人間がいないから3万とか4万で来てくれというような引き合い合戦も出てくるような可能性もありますので、しっかりと人材をやっぱりそこにつくっておくということは、日ごろから手厚くしておかないと、いざとなったときだけまき餌したって人は寄ってこないということは、長い目で人材育成をやるということ、労務者の労務単価が上がったということは、今回はいい機会だから、そういうことをしっかり考えた上で公共事業の将来を考えていくということが大事だと思いますので、ぜひその辺のことは今後の調査も踏まえてしっかり期待をしたいと思います。

以上でいいです。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。ほか質疑はありませんか。

○池田和貴委員 私も済みません、2～3点あるんですけど、いいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○池田和貴委員 1つは、最初の部長の総括説明にございました、今回、広域水害の復旧・復興とあと国の緊急経済対策の執行については、冒頭の御挨拶の中でされておりますが、通常予算ですね、通常予算は大体今どれぐらい執行されているんですかね。というのは、何が知りたいかということ、緊急経済対策が終わって今後、今年度の後半が多分通常予算の分が出てくると思うんですけど、その辺

の発注の状況というのはどういうふうになっているのか、ちょっとその辺を知りたかったです。

○成富監理課長 25年度、現年分のまず土木部の9月末の見込みの状況でございますけども、大体、土木部全体の年間が330億ぐらいあります。それが大体9月末の状況で140億、大体43%程度が今発注されている状況でございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。数字いただいたんで結構です。

続いて、道路公社の経営状況を説明する書類の中でちょっと聞きたいと思うんですが、まず2ページですね、これは天草の松島有料道路だけになるんですが、2ページで見ると交通料及び通行料の収入は、もともと計画を達成して、なおかつ通行料だと36%で、収入だと13%実際計画よりも多いわけですね。ただ、貸借対照表上見てみると、当期利益は0円になっているわけですよ。ということは、計画量が実際を超えているのに関して当期利益は0円になっている、これはどういうことなのかなということ、まず教えていただきたいと思います。

○手島道路整備課長 まず、今までの借金が、簡単に言いますと、当時建設時に調達した43億円でございます。現在のところ——当然返してもいるんですけども、返しても利子等もございまして借金があるということで、結果的に借金で利益を食ってしまっていると。実は、一時的な借金まで考えますと、たしか年度末の時点で6,000万円ぐらいだった。ちょっと待ってください、今資料を。

一時借入れもして、当期末では最終的にはゼロにはなっているんですけど、そういう形で利益は確かに一時的には上がるんですけ

ど、借金返しをしているために帳簿上の利益としては出てこないというような形になっていると認識しております。

○池田和貴委員 今の説明ですと何となくわかったような気がするんですが、でも、この書類上を見ると何もわからぬのですよね。この経営状況を説明する書類というのは、基本的に今課長が説明したようなことが、この中でわからんとかぬと思うんですけど、これを見ている限りでは全然わからぬとですよ、それは。やっぱりそういう意味では、こういう書類をつくることに対して、もう少し考えていただくかと困るんじゃないかなというふうに思うんですが、実際今回、私は事前に実は手島課長のほうからもお話は何っておりましたが、ただ少なくとも、これを見た限りではわからぬのですよね、何が何だか本当に。済みません、何が何だかわからないで、ちょっと言い過ぎですが、私たちが今回この経営状況で見るべきことは、実際のその1年間がどうであったかということ、今までの経緯から含めて、この経営が健全であるかどうかということ、この書類から私たちは見ることになるんですが、少なくともその2番目のところというのは、この書類からだとなかなか全てが読むことができないような気がするんで、少しその辺は今後考えてつくっていただければというふうに思っております。

何かコメントがあれば。

○手島道路整備課長 池田委員のおっしゃるとおりで、確かにこの、昨年度のとことしのとを比べるとある程度わかるというのはあるんですけども、少なくともここには昨年度はついておりませんので、委員の御指摘も踏まえて、来年度からは少し諸表のつけ方、今のがベースになりますけど、それに少し加えてわかるようなものに検討していきたいと思っております。

以上です。

○池田和貴委員 私たち委員も毎年ずうっと4年間一緒なわけじゃないわけですから、ぜひそういうことを考えて今後書類づくり、これだけに限らずつくっていただきたいと思いますというふうに思っております。

済みません、もう1点いいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○池田和貴委員 今度は住宅供給公社の経営状況に関する書類なんですけど、この中の4ページで損益計算書がございますが、一番最後の段、当期純利益の一番上に、特別損失で減損損失と上げておられますが、この減損損失は約6,000万円ですね、これは当期の計上利益の約7割弱ぐらいかな、当たるの。これは何、減損処理でこれ何を減損処理したんですか。

○平井住宅課長 これは公社が管理しておりますゆとりす小川という団地とゆとりす長嶺という賃貸住宅がございますが、その賃貸住宅の土地価格の低下ですとか、あるいは空き家が発生したことによります収益の低下、そういったものでこういった団地の簿価を切り下げたということがございます。これは毎年出てくるわけではございませんで、一応こういった減損処理に係る会計基準というものがございまして、数年にわたってそういった収益の低下が見られる場合には、まとめてこういったものを計上するというようなことになっておりますので、24年度につきましては約6,600万円ほど、2団地分でその簿価の切り下げを行ったということがございます。

○池田和貴委員 わかりました。

これも、もう少し説明してもらえばわかることなんですけど。というのは、毎年出る分

であればそれもいいんでしょうけども、25年度を見ると、もちろん特別損失その年にならんとわからぬけんが、ここにはゼロで出ていますですけどね。少し説明を丁寧にしていただきたいなというふうに思っておりますので、これは要望しておきたいと思えます。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松岡徹委員 4ページの河川課の災害復旧関係で、先日、大津町の矢護川水系の現地のちょっと調査で回りよるとき、その一つでちょうど矢護橋というのがあって、そのすぐ下の右岸ですけどね、去年の7月12日の大水害で壊れた堤防を災害復旧ということで工事をして護岸を整備していたわけですけども、これがこの現場の写真ですけどね、ことしの8月25日の雨で、結局は去年災害に遭って、そしてことしになってやっとここができた、この部分は工事としては完了したと。この区画全体はまだ終わってないところが6カ所中3カ所ぐらい残っているんですけど、ところが、また今度これで壊れてしまったと。

災害復旧というのは、もう御承知のように原形復旧を原則としているので、そういうことでやったが壊れたということなんですよ。ね。

そうすると、いわばイタチごっこというか、また来年、今度これは護岸整備をやって、また雨が降れば、来年は降らぬにしても再来年降ればまた壊れるというようなことを繰り返すようなことではいかぬのじゃないか。費用がここだけで900万円かかったというふうに聞きましたけど、そこら辺はどのように、こういった事例については現状把握と今後の展望ですたいね、どうやって解決しようと思っていらっしゃるのかですね。

○内野幸喜委員長 ちょっとその前に、松岡委員のほうから資料配付の申し出がありましたので、私のほうで許可しまして皆さん方に今お配りさせていただきました。

○持田河川課長 今御指摘のありました災害復旧の件ですが、委員からもお話がありましたように、基本的には原形復旧をやるということで、ただ形上はですね、例えば原形復旧という形になりますが、災害査定を受けるとき、どのような原因でこういった災害が起きたのか、例えば、堤防とか護岸なんかの被災の原因も、漏水によって吸い出されて前面の護岸が壊れたのかとか、あと洗掘によって根が洗われてそれで壊れたのかとか、いろんなことがございます。

ですので、災害査定の手続きを申請するときには、被災推移等から現地の状況を推察をしまして、それで被災の原因これを特定をして、そういった被災原因が再度きたときに耐え得るような、そういった施設をつくるということで、災害査定のほうに申請をして国の査定を受けて認めていただくというのが流れです。

ですので、昨年の場合もそういった流れで災害査定を受けまして、900万円程度の事業費ということで採択を受けました。

ことしの8月の25日ですか、このときも、ちょっとデータを見てみますと大体300ミリぐらいの雨が降っておりまして、今後この雨によって、ここがこういった被災原因でまたこういった災害を受けたのかということを詳しく分析をする必要があると思っています。

ですので、一概に同じ河川で同じような雨が降ったとしても洪水流が、少しのみお筋で洪水の当たり方等も違ってまいりますので、はっきり申し上げまして河川は生き物ですから、これで原形復旧をしたから100%ですね、例えば、また300ミリの雨が降ったからといって、それで壊れないという保証はご

ざいせんけども、極力そういった被災原因を突きとめて、再度こういった災害が起こらないようなそういった工法なりを提案していく必要があると思っています。

○松岡徹委員 今、課長からお話があったように、当日は時間雨量で50ミリ、24時間雨量で287ミリの雨ですからね、毎年ここでね、矢護川水系でこういうふうに降るとはそれは思わないですけども、結局はただ、今課長がおっしゃった点で引かかるのは、去年事項が、いわば護岸が壊れて、そのときにいわば実態を調べて、そして査定を受けてやっているわけでしょう。それがまた壊れたわけだよね。そのところが、これは見るとやっぱり下のほうが洗掘してずり落ちたのかなというふうに思われますけども、そこら辺のところがどうだったのかなということが1つですね。

白川の中流域なんかでは改良復旧ということで、かなり広げたりいろいろやっていますよね、単なる原形復旧じゃなくてね。そういう点で、例えば護岸の30センチをもっと強固にするとか、下のほうをするとかというのが、いわば河川構造令からちょっとはみ出さなければ、例えばローカルルールでやるような余地もあるのか、いずれにしろ、こういうことが繰り返さないように、実際にはなかなか難しい問題はあると思いますけども、ちゃんとやっていただく必要があるのかなと思っています。これはいいです。

続けて。

○内野幸喜委員長 はい。

○松岡徹委員 市町村負担金の問題ですね。ずっとありますけれども、たしか平成21年から2年間ぐらいで、熊本県としては、市町村負担金については抜本的にこう見直すというかな、というような取り組みをやられたと思う

んですけども、そこら辺のつはどこまでいっているのかというのと。

18号議案の港湾関係で、この18号議案では20番の単県急傾斜地崩壊対策事業は3分の1なんだけど。地方港湾改修事業が5分の1、港湾補修事業が6分の1というようなことで、全国の市町村負担金の状況も今度調べてみたら、18都道府県がいわばゼロにしているんですけどね。やっているところでどの程度しているのかなというのは、6分の1とかというのはほかにもあるから一つの目安であるんだろうけど、相対的に高いのかなという、比較をしてみるとですね。こういうところは、例えばフェリーの港であったり、相当、県民生活や経済にも貢献したりしている自治体でもあったりしてですね。ここら辺は相当、一つの矛盾じゃないかなと思うし、聞くところによると、いろんな形で県としては配慮をしているというお話も聞いておりますけども、そこら辺の点についてちょっと説明していただければと思います。

○成富監理課長 監理課でございます。

私のほうから、その市町村負担金の見直しのほうについてお答えさせていただきます。

市町村負担金の見直しは、御存じのように直轄事業負担金の話から始まりまして、事務費を都道府県に負担させるのはどうかということで、まず事務費の見直しが直轄事業負担金のほうでなされました。それを受けまして県としても、それは県も市町村に負担金を取ってございましたけれども、それも同じような形で見直しをするということで、まずそういう形で直轄負担金の見直しとあわせて県の負担金、市町村負担金の見直しを始めた経緯がございます。

直轄事業負担金につきましては、現在のところなかなか財源の問題等もありまして、なかなか進んでない状況でございますので、現時点で、今県が市町村からいただいている負

担金についてどのような形で見直すかというのは、具体的にまだ一步も進んでない状況でございます。

以上でございます。

○松永港湾課長 港湾課ですけれども、今御質問がありました地方港湾改修事業の負担率が5分の1、あとは10番の港湾補修事業6分の1についてお答えいたします。

基本的に、その上の6番の重要港湾改修事業、これ10分の1になっています。本県重要港湾は熊本、八代、三角にあるんですけども、重要港湾それだけその影響範囲が多い、荷の集荷も広いということで、そういった観点で当該市町村だけが負担するのはいかなものかという考えもあって、それは10分の1なんですけれども、一方、地方港湾改修、例えば長洲でありますとか本渡とかそういうところなんですけれども、そこについては重要港湾に比べますと、ちょっとやっぱり利用者が限定、少し限定されるのかなというようなことで、それについては若干、ここにありますように5分の1の負担をしていただいているといった状態です。

それについて、いろいろ特に長洲町さんあたりからも要望を受けているんですけども、うちのほうで調べましたところ、九州各県に比べると、ほぼこの地方港湾改修事業についても、港湾補助事業についてもまあ他の県と同等もしくは若干高いんですけども、まあほぼ同等というふうになっています。そういうことで、それほどうちの県が突出した負担割合ではないというふうになっています。

そういった状況が一つと、もう一つが、当然いろんな港湾事業は、ここに掲げていますのは国庫補助事業だけなんですけれども、そのほか単県事業でありますとかいろいろ負担率の少ない事業をできるだけ選択をして、できるだけ地元の負担が少ない方策を考慮しな

がら、毎年執行しているといった状況です。

以上で、説明を終わります。

○松岡徹委員 それで、まあそうなんだけど、九州各県とは余り変わらぬというけども、全国的に見ると新潟なんかは1ないし5%とかね。細かく一々は言いませんけど、かなり低くしているところもありますね。

それで、負担金そのものはなかなか一遍には変えられぬから、緊急経済対策とか臨時のいわば元気交付金とか、いろいろな形でそういうところには配慮しているという話も聞いたんですけど、その辺はどんなですか。

○松永港湾課長 今、委員御指摘のように、例えば本年度の予算、長洲港の予算でありますと、御指摘の地方港湾改修事業とか港湾補助事業、これ合わせまして当初予算ベースで1億1,000万円程度です。これの負担額は、合わせますと2,000万円程度負担していただいています。

一方、今、委員御説明ありましたように、そのほかのいろんな元気臨時交付金でありますとか単県のようなしゅんせつ事業、このあたりが3億2,000万円程度やっています。合計で本年度、長洲町は現時点では4億3,800万円程度の事業費で執行しているんですけども、それに対する負担額は先ほど言いましたように2,000万円となっています。ですからトータルの事業費ベースでいきますと、長洲町の負担額は4.6%ということで、そういった工夫をしながら極力負担額を少なくしているといった状況です。

以上です。

○松岡徹委員 次に、19号議案ですね。

445号線のトンネル工事の関係ですけども、これと関連して、前回の委員会でもちょっと取り上げましたが、同じこの445号線の瀬目トンネルの問題で、委員会で視察をし

たらどうかという提案も前回したんですけども、委員会全体としてはできなかったのですが、私が9月10日、球磨振興局の土木部長を初め皆さんに案内していただいて、現地を視察をいたしました。そのときの写真の2枚をそこに、委員長にお願いして配らせていただいておりますが、これが天井部分ですね。こういう形で、全部じゃないですけど、人吉側のほうからかなりのところまで補強がなされておりまして、私は瀬目トンネルは17年当時も調査に、これは市民団体と一緒に調査に行ったんですけども、そのときからすると全く状況が違う状況になっていると。

それから、もう一つ写真を委員の皆さんにしているのは、その中に「追」て書いてありますけども、これでもいわばやばいと思うんですけども、その間にもう一つこれを、支えを入れるというような形になっているんですね。

ですから、ちょっと改めて調査に行ったこととの関係で幾つかお聞きしたい点は、こうなってきますと、こういうトンネルというのは余りないだろうと思うんですね。それで、いわば日常の安全チェックというのは、どういうふうになさっているのかなと。

それから地震のときとか大雨が降ると、やっぱり地下水の量がふえるということですので、そういった場合、何かあった場合の危険を知らせる措置ですね、そういった。

それから、このいわば追加の、こういうふうにもう一本入れるというのが、この後々何カ所予定されているのかですね。

それから前回も言いましたけども、検討委員会、いわゆる地盤検討委員会も含めた取りまとめで、迂回路を確保する必要があるというふうにも指摘されているけれども、迂回路も見てまいりましたが、大体あれ何分ぐらい時間的には長くなるのかですね。

それから地すべりがずうっとあっているわけだけでも、さらにもう一つ広げた地すべり

の調査をやる必要があるというふうに、この取りまとめではなっているわけですね。他の地すべりの可能性については、詳細に調査する必要があると。これは大体いつごろまでなされるのかですね。

それからもう1つですね。結局は後で安全チェックの問題で現地調査で大変だなと思ったのは、毎日やっぱりあそこはチェックするというわけですね。もちろん外部に委託してやるのと、やっぱり職員がまた週に1回はやらないかぬということで、かなり、いわば実際の仕事の状態はハードじゃないかなという感じを受けましたので、私としては五木の再生や、あの地方の観光や経済という点で事が起きらないことを願うし、何とかいい形でこの問題を解決しなければならぬと思いますので、今の状況について幾つか細かく聞きましたけど、ちょっと回答をいただいて、またちょっと意見を述べたいと思います。

○内野幸喜委員長 これは19号とはまた別で。

○松岡徹委員 関連してね。

○内野幸喜委員長 関連して。

○松岡徹委員 同じ445号線で。

○内野幸喜委員長 わかりました、わかりました、はい。

○増田道路保全課長 まず5点ほどあったかと思えますけど、日常点検についてですけども、毎日、目視で点検ということで、8月にも御説明をやったかと思えますけども、委託をやりましてやっております。先ほど委員のほうからもお話がありましたように、週に1回は職員がやるということで、現場のほうの点検のほうはやっております。

それから異常があった場合というお話がありましたけども、現地のほうにセンサーをつけておまして、これで24時間体制で監視をやっているという状況です。

それから大雨関係、地震関係についても、当然こういうセンサーでの検知というのができようかと思えます。

それから追加の支保工のお話があったかと思えますけど、これにつきましても6月の補正予算の折、それから8月でもお話をやっておったかと思えますけども、現在が174基設置をやっております、今月からですけど追加で71基ということで補強をやりまして万全を期すということで対応しております。

それから迂回路の関係ですけども、迂回路につきましても旧国道といいますか、川辺川沿いの445号それから対岸の右岸のほうに村道がございますけども、これを使うということで、使うことがないようにということで我々、現在支保工の補強それから水抜きあたりの対策、それと日常の点検ということで対応しておりますけども、いざというときといいますか、もしものときに対しても対応したいと思っておりますので、当然対応すべきと思っておりますので、そういう旧国道それから村道について対応を今年度やっております。

それから職員の仕事について御心配をおかけしておりますけども、これにつきましても、昨年度といいますか2月の経済対策の大型補正ということで、これはもう球磨に限らず全県ですけども、非常に大きい補正をいただいております、これに対しては現場技術業務委託あたりの人間を委託で確保しておりますし、瀬目トンネルについてもそういう中で1名委託のほうの人員を確保しております。あと維持管理の委託業務の業者についても対応していくということで、活用を図っております。

そういう状況ですので、あと今後の状況によりましては職員の増員というのも考えてい

くことがあるのかもしれないなと思っております。

あと地質調査の関係ですけども、先日の委員会の中でも詳細については、いろいろ指導を受けておりますので、地すべり関係についての調査をしっかりやって、今後の対応ということでの資料の収集を行っていくというところでございます。

以上でございます。

○松岡徹委員 一つは、私は決して事故が起きないようにしなければならぬし、五木の再生やあいつた地域の経済や観光をやっぱり足を引っ張るようなことになってはならないと思うもんだから、その瀬目トンネルの問題はしっかりやっぱり対処していただきたいと思うんですね。

その取りまとめの中で、別ルートの本格的な対策を検討するとなっているわけですよね、別ルートね。そうすると、別ルートを検討するというふうになると、関連していわば今のわかっている地すべりの範囲だけじゃなくて、もっと広範囲に地すべりの調査をやらないと、いわば左岸側の別ルートというのは、やっぱりそれと不可分でしょう、左岸側はね。ですから、これがいつごろまで、いわば地すべりの可能性について詳細に調査するというふうに取りまとめでなっているけど、どうなのかというのを聞いているわけですよ。

○増田道路保全課長 失礼しました。

調査につきましては、今おっしゃられたように、今のトンネルに影響している地すべり、それからそのほかに地すべりが無いかというような調査も現在発注して行っております。今年度中にはそこあたりの調査が終わるところでございます。

○松岡徹委員 今年度中にその新たな地すべ

り調査も終わるとのことですね。

もう1点ですね、迂回路は使わないほうがいいんだけど、迂回路を回って1つは去年の大雨で崩れたいわば山がありますよね、その修復を急ぐのと、それ以外でも通ってみて道の真ん中に結構このくらいの岩がごろごろ落ちているわけですよ。ですから迂回路といっても、なかなかやばい面もあってね。そういうようなところもある程度整備しておく必要があるのかなということを感じましたのでですね。これは本当にくれぐれも事故がないように、力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。ほか質疑ありませんか。

○堤泰宏委員 7ページから12ページまで、さっきちょっと松岡先生もお尋ねになりましたけど、この市町村の負担金ですたいね、これは何年に1回か改定があるわけですか。もうずっと数字はこのまま余り変わらないとか。

○成富監理課長 ずっと変わらないと——市町村との話とか他県の状況とかを踏まえながら、随時、県でも独自に財政状況とか見ながら必要に応じて見直しは行っておりますけども、ずっと変わらないものもありますけども。

○堤泰宏委員 変わらないものもあるし。

○成富監理課長 例えば今回見直したような。

○堤泰宏委員 それは何年に一遍とか。

○成富監理課長 そういうのは決めていませ

ん。

○堤泰宏委員 随時ですね。

○成富監理課長 はい。

○堤泰宏委員 いっぱい、ぐっさん載っておるけんですな。変わるとだけ載せておけばいいなとも思ったばってんな。

○成富監理課長 一応、議案でございますので。

○堤泰宏委員 はいはい、わかりました。

それから、私の十八番とする住宅供給公社。ページを、中ば飛ばしていきなっただけなればってん。9ページとそれから11ページかなこれは、11ページでも12ページでもいいですけど、そんなら後ろからいきます。賃貸管理事業で宇城市小川で60、長嶺南で24戸、下南部で54戸、これは新しく管理を始めたということか、ずっと管理しておったということをお聞きしたいということが1つと。

それから11ページの数量等ですね、真ん中の数量。一般賃貸住宅、引当金とか出ていますが、これは管理しておるから出てると思えますけれども、この11ページの数量と12ページの数量は一致しております。それで、新しく管理を始めたのか、ずっと長い間これは管理しておられるのか、まずちょっとお尋ねして、そして次にいきましょうか。

○平井住宅課長 これは新しくではありませんんで、従前から管理をしていた138戸。

○堤泰宏委員 従前からですね。

○平井住宅課長 はい。

○堤泰宏委員 ほかに従前から管理してお

るとはあるわけかな、ないわけかな。

○平井住宅課長 公社が管理しております、所有しております住宅としてはこの3団地でございます。

○堤泰宏委員 所有しているのは、この資料には載せないわけたいな、これは県の委員会だけん。そんなら、もう全部載せぬほうがよくないか、一部載せないで一部載せるというのとは。

まだ今からいきますよ、今度は固定資産の所有からお尋ねしていきますね。

○平井住宅課長 ちょっと今の先生の御質問がよくわからないんですけど、一応3団地につきましては公社が所有し管理している団地ということで、この固定負債…

○堤泰宏委員 公社が所有して管理しておるわけ。

○平井住宅課長 そうでございます。

○堤泰宏委員 今ちょっと何か所有していないごつ聞こえたから。

○平井住宅課長 失礼しました。公社がみずから所有してみずから管理している住宅でございます。

○堤泰宏委員 そうすると、公社が所有しないで管理しているの、この決算の内容ちゅうとは、ここには出てこないわけですか。

○平井住宅課長 公社が直接所有しておりませんで、受託して管理しておりますのが県営住宅が指定管理者でやっておりまして、それから都市再生機構の住宅も受託して管理しております。それらにつきましても、例えば

損益計算書、4ページの損益計算書でございますけれども、上の事業収益の中の大きな3つのグループのほうですが、管理受託住宅管理事業収益の中で管理事業として損益が計上してございます。

○堤泰宏委員 賃貸管理事業収益にこれは。

○平井住宅課長 管理受託住宅管理事業収益の中の。

○堤泰宏委員 管理受託。こらばってん幾らですか、これは、4,000。

○平井住宅課長 公共団体住宅管理事業収益と申しますのは、これは県営住宅の指定管理の分でございまして、4億2,000万円ほどございます。

○堤泰宏委員 大きいですね。

○平井住宅課長 それから、その下のが都市再生機構の所有している住宅を受託して管理しているというのが、1,700万円ということになっております。

○堤泰宏委員 これは割と大きいですもんね。

○平井住宅課長 失礼しました。今は前期のほうの数字を申し上げましたが、今期のは右のほうの数字でございます。内容は同じでございます。

○堤泰宏委員 ああそう。これで、それが出ているわけですね。そして資産の部では、もう公社が持つておるとしか載せておらぬわけたい。

○平井住宅課長 そうでございます。

○堤泰宏委員 人の財産ばただ管理して、管理料だけいただいたい。なら、その固定資産とか住宅を建てた経費、その償却あたりはどこで見ているとですか。県が見ているわけたいな。

○平井住宅課長 これは単に管理を受託しているだけでございまして、その辺の財産はそれぞれのところで……

○堤泰宏委員 だけんな、それはわかるわけたい。ところが中身は一緒でしょうが。住宅供給公社のあなた、あなたたち、ここは県の職員ばってん、こっちの公社の資産も全部、結局県の出資でしょう、ほとんど。ほとんどというか100%たいな。

○平井住宅課長 県からは1,000万円の出資でございまして、あとは公社のほうで運営している事業でございまして。ですから、この指定管理につきましても、指定管理の業務だけを受託してやっていただいておりますし、はい……

○堤泰宏委員 それは十分わかっておるたい。公社じゃなくてたい、例えば何とか株式会社あたりが指定管理者でやっておれば、ならここだけの数字でよかばってんが、何かちょっと引かかるものがあるもんだけん、私の質問がわからんかもしれぬばってんですね。今のは大体わかってますか。

○平井住宅課長 公社が所有していない、県営住宅はそうでございますけど、そういったものにつきましてもあくまでも指定管理として業務を委託して、その財産関係は県がきちんと整理しているということ。

○堤泰宏委員 一般で言えばですたい、土地

の取得費とか建設費あたりは費用にならないかぬわいな。だけん、それは県が費用にしよるけん、私たちは管理しよるだけとせばそれまでのことだけども、指定管理者で県の所有する県営住宅を管理するというのが、公社以外では考えられぬわけでしょう。

○平井住宅課長 これは指定管理でございまして、民間の方でも事業の規模があれば、これは3年後、27年から次の指定管理者になります。そのときに民間のほうが手を挙げられれば、もちろん審査等いたしますが、行えます。今、熊本市営住宅は、既に民間がやっております。

○堤泰宏委員 一部でしょう。それは全部はしとらぬとじゃないの。

○平井住宅課長 市営住宅については、全て指定管理者が今管理を行っております。

○堤泰宏委員 そうなん。

○平井住宅課長 はい。

○堤泰宏委員 それはよかです。市のことはまたいろいろ難しい。

まあお尋ねしたいのは、いつもと一緒にです。非常に民間も空き部屋なんかもあつてですよ、経営が厳しい中でこうして頑張っておんなはつとはよかばってん。県の資産ば管理してですよ、手数料はもっと上げたほうがいいですな、公社としてはですね。しかし何かこう腑に落ちぬところがあるけんお尋ねしたわけですよ。

いいもんな、公社はほんの少しだけ所有して、そしてあとは県が所有しとつとば管理してですよ、その収益で公社の運営は恐らく成り立っていると思うですたいね。本来でいえば、県の財産はもう全部公社にやってしまう

とかですよ。そして公社はその中から県に固定資産税も払うと。そして収支が成り立つかどうかですたいな。固定資産税も払わない、土地を取得したり建物を建てた費用も一切、借入金もゼロと、ただ管理料だけいただくと。よ過ぎやせんかということ、ちょっと言いたかったわけですたい。理屈から言うと、指定管理者はどこができるといえば、これは法律で決まっておるわけだからですよ。簡単にはでけぬもん、それは。それは、あなたたちがさす、なかなかそれはできないと思いますね。

今のは私の意見として聞いておってもらいとよか。いつの日か、やっぱりせにやいかぬと思うんです。余り、やっぱりよ過ぎると思うたいな。

以上です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。はい。ほか質疑ありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第8号及び第14号から第23号までについて一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外11件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外11件は原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から、報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○成富監理課長 監理課でございます。

事後報告になりますけれども、報告事項の1をお願いします。

平成24年度補正予算等に係る入札緩和措置の取り扱いについてでございます。

この緩和措置につきましては、補正予算に係る事業の迅速な発注と事業効果の早期発現、同時期に多く発注・施工される工事の適正かつ合理的な管理をするという目的で、平成25年9月までに行う公告等を行う県工事に適用している内容でございます。

1の(1)ですけれども、1つとして、指名競争入札の発注標準額の緩和等でございます。

発注標準の欄の3,000万円から5,000万円のところでございますけれども、通常は一般競争入札でございますけれども、緩和措置期間中は指名競争入札にしておりました。その関係上、総合評価落札方式につきましては、適用除外としております。

もう1点、(2)施工管理の合理化ということで、現場代理人の兼任ということで、通常は同一地域振興局管内3本まで、合計2,500万円未満ですけれども、緩和期間中は同一管内3本まで、合計5,000万円未満の工事であれば兼任可としておりました。

この今後の取り扱いにつきましては、まず(1)の指名競争入札の発注標準につきましては、参考の表にございますように、9月末の発注見込みとして、まず平成24年度繰越の欄でございますけれども、まず、その災害の欄の

合計ですけれども、150億円に対して130億円の9月発注の見込みで、大体88%ほどは発注できております。

ただ、3,000万円から5,000万円の工事で、8件ほどまだ残っている状況でございます。

右側の経済対策につきましても、合計欄で大体235億円ぐらい予定しておりますけれども、大体9月末現在で187億円程度の発注で、大体80%で、3,000万円から5,000万円の間で26件ほどが残っている状況でございます。

このような状況を踏まえまして、上の経済対策ですけれども、平成24年度の繰越であります災害と経済対策に限り、平成25年12月末まで延長しました。

下のほうの(2)現場代理人の兼任緩和についてでございますけれども、参考の欄でありますように、国、市町村においては今年度は例年以上の工事の発注があること、阿蘇、玉名地域では現在43人が活用され、今後、他の地域においても活用が見込まれることから、平成26年3月末日まで延長することとしました。

2ページをお願いします。

総合評価方式の型式の適用でございますけれども、矢印の下でございますけれども、平成24年度繰越の災害と経済対策につきましては、7,000万円から2億円未満までは簡易型のⅡ、5,000万円から7,000万円未満は簡易型Ⅰ、3,000万円から5,000万円は適用しないという取り扱いといたします。

上記以外のものにつきましては、下の表にありますように7,000万円から2億円未満は基本型Ⅰと簡易型Ⅱ、3,000万円から7,000万円未満は簡易型Ⅱ、簡易型Ⅰを適用することとします。

以上でございます。

○平尾都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項2、熊本駅東口広場の計画案についてお願いいたします。

熊本市が事業主体として進めております熊本駅東口駅前広場の整備につきましては、すでに新聞報道がなされておりますが、市から計画案が提示されましたので、御報告いたします。

1のこれまでの経緯と熊本市から提示されました今後のスケジュールについて御説明します。

平成23年3月の九州新幹線開業に合わせまして、県では東口駅前広場を暫定形にて整備し完了し、現在の形で供用開始しております。

平成24年4月に熊本市が政令市へ移行し、東口駅前広場整備の事業主体も県から市へ移行しております。熊本市では、駅前広場の交通施設、計画配置を再検討され、今回ゾーニング図として案が提示されました。

ここで、裏面のページをお願いいたします。

熊本市から提示されました熊本駅東口駅前広場ゾーニング案でございます。下側が新幹線西口、上側が東口駅前広場でございます。

図面左側の水色で塗ってある範囲、駅前広場の北側部分でございますが、ここにバスターミナルやタクシー乗降場、タクシープールが配置されております。

中央緑色の範囲は環境空間となっており、現在、電停などがある駅の正面となるところでございます。

その右側、赤丸の点は路面電車を表示しております。現在は南北方向の道路区域内を走っております市電を熊本駅へ乗り入れる計画となっております。ただし、熊本市は図面左下枠に米印で書いてあるように、安全対策等の課題解消後に市電の駅舎乗り入れを実施するとしております。

市電乗り入れ右側の水色で塗ってある範囲にはタクシープールの表示がありますが、タ

クシーの待機場として、ここから図面左手側のタクシー乗り場へ向かう形となります。また、一般車乗降場や整理場もこの場所に設置されております。

再度、表のページをお願いいたします。

今後のスケジュールに戻りますが、今後はこのゾーニング図をさらに具体化した基本計画を今年度中に策定され、平成29年度までに実施設計等を行い、平成30年度から31年にかけて駅前広場を整備し完成させる予定と熊本市から伺っております。

2、今後の対応でございますが、県といたしましては熊本駅東口駅前広場が広域交通拠点として機能強化等が図られ、景観的にもすぐれたものとなるよう、庁内関係各課が連携して熊本市などと協議や調整を行ってまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○城下広作委員 駅前の東口は、この間特別委員会でいろいろ言わせていただきましたので、それにかぶらないところだけちょっと確認させていただきたいと思います。

この環境空間というのは、もともとこの駅広を計画するとき、県がまだ全面的にいろいろ協議していたときに、水と緑、森をイメージするような駅前広場にしたいという話があったと思います。それを踏襲しての駅前のこの環境空間だと思うんですけど、熊本市がこの電停を例えばJRに乗り入れすると。では現存する電停はどうするのかとこの間確認したら、まだわかりませんということでした。こんな近いところに2つあるというのは、これはどうかかなと思うんですけど、ちょうど屋根がついているこのヒョウタンみたいな格好の屋根ですけども、ここがちょうど環境区間

にかぶるんですね、これ絵は薄く線があるように。これ駅前から環境空間という、恐らく空がばあっとあって、ある意味ではその空間があって、そこに水がこう上がったたり草木があるような雰囲気だと思うけど、この屋根が、例えば市電の場所が必要でなくなったら、もう要らなくなったら、これは屋根は残すか残さないかと。これは県がもともと非常に、最初のころはこだわってというか、こういう景観もこだわってやっていたんですけど、電停の部分が駅に仮になれば、前の電停は要らなくなるから、この屋根自体を残すか残さないか、こんな話が県としては市と、事業主体が市だから、全然向こうが取り外せば取り外す、それは仕方ありませんという感覚なのか、もともと駅前の環境空間もどうやって、熊本の玄関だからどうしたいという意向がずっとあったけども、いきなり事業主体が政令市になった熊本市だから、そういうことも余り言える立場にないというふうにおさめようとしているのか、この辺のちょっとスタンスを確認したいというふうに思います。

○平尾都市計画課長 今、委員おっしゃったところでございますが、大屋根ですね、これについては県が構築しております。それで熊本市から聞いております範囲では、この大屋根、あと駅舎構造等々に支障がない形で軌道を引き込むというふうな話は聞いております。

それと県のスタンスというふうなところのお答えになってまいります。今、熊本市が事業主体になったのは事実でございます。ただ、このゾーニング案が示される前、県が事業主体としてやってきたときに、実は平成17年度に、委員がおっしゃった基本計画というのを策定しております。これから大幅な変更は今のところないというふうには感じておりますが、今後、熊本市としても、例えばバス事業者とかの交通事業者等々また警察との

協議を重ねられて、具体的なレイアウトが提示されるという段階になってくると思います。

そういうふうな段階になったときに、じゃ県の立ち位置というふうな御説明になりますが、当然この熊本駅東口駅前広場というふうな形でとらえますと、一番トップにございますのは知事等が参加いただくトップ会議、このトップ会議というのを開催するに当たりましては、その事前調整、前処理といたしましてワーキングというのをやっております。そのワーキングというふうな場で、県としての意見は申し上げたいというふうに考えておりますのが1点。

あわせて、この駅前広場というのと市電というのはアクションプログラム、これは熊本都市圏の都市交通アクションプログラムの施策として位置づけてございます。そのアクションプログラムを検証するというふうなところで、作業部会というのを設置しております。その作業部会でも当然議論には出したいと思っておりますが、この作業部会というのがアクションプログラムの進捗であったりとか成果であったりというふうなアウト部分にちょっと重点を置いた部会でございます。

本年度から、アクションプログラムをより有効に成果を引き出すという観点で、入口部分いわゆる計画の部分とか予算の関係等を、熊本都市圏を構成する5市6町1村全員を構成メンバーとした連絡調整会議というのを立ち上げております。そういう場で、私どもといたしましては、熊本駅というのは、もう熊本の陸の玄関口でございますので、他の市町村の方々の意見も踏まえながら、市役所には意見を申し上げていきたいというふうに考えております。

あと日常のこの事業管理と申します観点で申しますと、県、市とも熊本駅の周辺整備事務所というのが、同じ家屋の中に同居してお

ります。当然のことではあります、日常の協議調整等を行っておりますので、今後もそういう調整関係は進めてまいりたいというふうな形で考えております。

○城下広作委員 もう1つ、この図面の右側のJR開発というところですね、これも九州新幹線が開業して博多駅は立派、鹿児島中央は立派、しかし熊本駅だけは駅舎ビルもなかなか商業施設が入るような形には結果的にはならなかった。だけど、ちょうどこの0番ホームを含めて現在のこのJRの持っている敷地、こういうところの開発も市だけではなく、積極的に県としてもJRのほうに力を入れて、熊本にはある程度駅の核になるようなものがこの開発に反映していくのかいかないのか、この辺はしっかり3者協議の中で要望というか、しっかり県が売り込まないと、市だけでやるというんじゃなくて熊本の陸の玄関というのにふさわしいものとして、極端に博多と鹿児島中央との駅の差があって、大分駅なんかまた今度立派になって、本当何かよそは、JRの駅を中心にすごく商業施設は発達するような感じだが、熊本駅は何か本当、まさに通過駅でいいですよみたいな形の雰囲気が終わるということで、ぜひこのJRの開発用地、このピンクになっているところ、ここはちょっとどういうふうにしてもらいたいという意見は、県からも積極的にそして市もまた共同歩調で頑張るみたいなことを取り組んでいただきたい。これはここじゃなくて企画かわかりませんが、一応共通認識として持っていただきたいなと思いますけど、どうでしょうか。

○平尾都市計画課長 0番跡地につきましては、現在JRのほうにちょっとお伺いしておりますけれども、JRといたしましては開発時期、開発内容についてはまだ検討中だというふうなお答えしかまだいただいております

ん。

ただ、そういう中で委員おっしゃっていたような形で、この開発あたりも時期とか内容等がある程度見えてくるような段階になれば、各課連携して熊本県としての意見は申し上げていこうというふうには考えております。

○城下広作委員 頑張ってください。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松岡徹委員 入札緩和の関係でちょっと。

結局は、これは3月8日まで適用としていたのを9月末まで延ばして緩和措置でやりましたということですね。

これで基本的な問題で言うと、会計法の29条の3の1では一般競争入札が原則と。その3と4で例外を認めているということだと思いますけどね、法的にいえばね。

それで、こうした理由です、それを一つちょっと伺いたいということと、なぜそうなっているかということ、やっぱりその指名の場合は、これまでさまざまな形でいろんな弊害もあったと、談合だとか落札の高どまりとかですね。それで、この間のこういう緩和措置によつての落札の大体、落札率ですね、それは大体どのくらいの率で落札されているのかなど、その2点最初ちょっと聞きたいんですけどね。

○成富監理課長 まず今回、法律的に一般競争入札、2項、3項で指名とか随契とかいう制度がございますけども。

○内野幸喜委員長 3項、4項ね。

○成富監理課長 済みません。3項、4項。今回あくまでも補正予算あと災害というの

がございましたので、一般競争入札をしますと、どうしても公告から入札、契約に至るまでが2カ月前後かかってしまいます。それですと適正工期がとれないというような問題もございますので、どうしても特に災害とか経済対策につきましても早期に発現したいということで、やはり指名競争入札であればそういう期間が短縮できますので、こういう措置でやらせていただきたいと。

それで、今回、特に補正は繰越事業でございましたので、やはり今年度中に片づけないと事故繰りになってしまうと、かなり承認されるのが難しい状況になりますので、そういうことを踏まえて今回は延長したいと考えております。

もう1点の、この期間の落札率については、この期間というだけで統計をとっておりませんので、現時点では持ち合わせておりません。

以上でございます。

○松岡徹委員 落札率については、後でもお答えをお願いします。

それから、これと関連して公共事業の発注との関係で、先ほどの城下委員の質問とも関連するし、前回もちょっと議論しましたけど、結局は設計労務単価との関係でも建設産業の労働者、従事者の賃金がどれだけ上がるかという問題だと思うんですけど。

それで、ちょっと関連して聞きたいのは、公共工事の最低基準賃金ですね、これはどういうふうに県としては捉えて、指導やなんか徹底をされているのかなというのをちょっと。いかがですか。

○成富監理課長 最低賃金の公共事業にある労務単価につきましては。

○松岡徹委員 最低基準賃金ね。

○成富監理課長 公共工事の最低基準賃金という定義は、ちょっと私ははっきりわかりませんが、あくまでも公共工事における労務単価につきましては、物価調査等で決めていますので、それを基準に決まっていると思っています。

それから実際に受注者がどういう体系で賃金を組んでいくか、支払っていくかというのについては、原則的には民民の契約でございますので、それにどれだけ立ち入れるかというのは非常に悩ましいことではないかと思っています。

以上でございます。

○松岡徹委員 それで、さっき城下委員もおっしゃったけど、設計労務単価は上げて、結局は今の日本の建設業界の特色としては、重層下請制があつて、元請から2次、3次あるいは4次とかですね。それからやっぱり元・下の片務的な経営関係というかな、どうしてもやっぱり受けるほう弱いというかな、下のほうが。ですから結果としては一番末端の下請業者、労働者の賃金にやっぱりしわ寄せがいくという問題があるわけですよ。そこをどう改めていくかというところが、私は県の行政としても相当突っ込んで研究しなければいかぬのじゃないかなと思っておるんですよ。全国的に8つぐらい公契約条例をつくったところがありますけど、そういうところもいろいろ調べてみると、設計労務単価の8割から10割とかというような基準になっているわけですよ、賃金を。ところが、その設計労務単価というのは、今課長もおっしゃったように、前回も僕も言いましたけど、いわゆるその賃金の状況を秋に調べてそれを反映するわけよね。ことしの4月のはちょっと違ったけど、1997年から14年間それずっと下がり続けてきているわけですよ。だから、それでは、やはりその賃金を上げるということに直結しないと。ですから生業がちゃ

んとやれるような賃金と、それからやっぱり職種別のその職能といいますか熟練といいますか、そういうのを加味した形での、このくらいの賃金という形でもう少し組み立てをしていかないと、今問題になっているその建設産業労働者の賃金が安い、そして若年の技能者が入職しない、育たない、入ってもやめるというような問題を解決するということにならないんじゃないかということで、これはひとつ土木部としてもしっかり考えていただきたいと、前回に続いてちょっと申し上げて、答弁は要らないですけど意見として申し上げたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 ありませんか。ないようですので、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

次回の委員会については、11月1日午後1時30分からを予定しております。

なお、正式通知については後日文書で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第5回建設常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長